

浜田健一郎 NHK 経営委員長並びに経営委員各位

靱井勝人会長の罷免を重ねて強く求めます

2015年5月26日

放送を語る会 日本ジャーナリスト会議 マスコミ九条の会
アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」

昨年1月の靱井会長就任記者会見以降、放送法の精神を全く理解せず、自ら「放送の自主・自律」を投げ捨て、政権党の意に従うと宣言したに等しい発言を繰り返す靱井会長の罷免要求を、私たちは度々提出してきました。しかし、その後も靱井会長の放送法に反する言動が絶えません。

4月28日の経営委員会は、靱井会長に対しハイヤーの私的使用問題で就任以来3度目の嚴重注意をしました。これに対し靱井会長は、「ここであらためて私が嚴重注意を受けるいわれはない」「経営委員会が私に嚴重注意とは納得できません」などの言動を繰り返しました。靱井会長の発言は、本来厳しく問われるべき自身の公私混同した行為に全く無反省であるばかりでなく、経営委員会が役員の職務の執行を監督すると定めた放送法29条に抵触する重大な言動といわねばなりません。経営委員会の総意と放送法を無視したこのような言動は、会長の罷免事由とされてもおかしくないものです。

2015年度NHK予算、事業計画について、2月24日の経営委員会は総意として、執行部に対し「国会で全会一致での承認を得られるよう最大限の努力を」と強く要請しました。しかし、国会審議では、2年連続で全会一致の承認が得られず、参議院総務委員会では、可否同数で委員長決済による承認という異例の事態を招きました。経営委員会への要請を裏切る結果を招いた靱井会長の経営責任は重大です。

昨年1月の就任記者会見で靱井会長は、「政府が右というものを左というわけにないかない」「(秘密保護法は)通っちゃったんで言ってもしょうがない」など「放送の自主・自律」をないがしろにする発言、さらに「慰安婦」をめぐる問題では、「どこの国にもあった」などの事実誤認発言を展開し、視聴者の厳しい批判に晒されました。その後、発言は取り消しましたが、個人的見解をあらためたとはいまだ一度も明らかにしていません。また今年2月の定例記者会見では、「慰安婦」を番組で取り上げないのかと問われて、「正式に政府のスタンスがまだよく見えない。慎重に考えなければならない」として、NHKは政府の広報機関であるかのような認識を示しました。放送法に無理解で、その基本精神をないがしろにしてはばからない個人的見解の持ち主が、公共放送のトップとして不適格であることは明らかです。

これまで多くの市民団体が取り組んできた「靱井会長、百田・長谷川両経営委員罷免要求」署名は、5月26日現在、7万5,658筆に達しました。私たちは、経営委員会にこうした視聴者の厳しい批判に目を向け、放送法55条に基づき、靱井会長を即刻罷免することを、重ねて強く求めるものです。

靱井会長の数々の放送法に無自覚・無理解な言動に対し明確な態度を示さなければ、経営委員会自身に対する視聴者の信頼が大きく損ねられることにもご留意いただくよう申し添えます。